

### 3. 注記表

#### (平成28年度)

#### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### (1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式： 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - i) 時価のあるもの： 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - ii) 時価のないもの： 移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品  
最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ② 販売品  
最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ③ その他の棚卸資産  
最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

##### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法)を採用しています。また、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、耐用年数及び残存価格については、法人税法に規定する方法と同一の基準によります。また、取得価格10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。
- ② 無形固定資産  
定額法  
なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

##### (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産の資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。  
上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。  
この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

- ② 賞与引当金  
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。
- i) 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
- ii) 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。
- ④ 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ 外部出資等損失引当金  
当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。
- (5) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- (6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- (7) 計算書類に記載した金額の端数処理の方法  
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 固定資産の減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更による影響は軽微です。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 固定資産の圧縮記帳額

固定資産に係る国庫補助金等による圧縮記帳累計額は合計で 2,392,531千円となっています。

(2) 担保に供している資産

高知県信用農業協同組合連合会との当座借越契約の担保に供している定期預金（系統預金）は 1,000,000千円供していますが、これに対応する債務はありません。また、為替取引保証金の担保として定期預金（系統預金）を 3,000,000千円供しています。

これ以外に地方公共団体の指定金融機関事務等に係る債務として、定期預金（系統外預金）10,000千円を担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	446,880千円
子会社等に対する金銭債務の総額	338,923千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	278,189千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	該当ありません。

(5) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は 365,484千円（5件）、延滞債権額は 439,067千円（58件）です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権は、存在していません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,416千円（1件）です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額、及び貸出条件緩和債権額の合計額は、821,969千円（64件）です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社との取引による収益総額	819,746千円
うち事業取引高	819,746千円

② 子会社との取引による費用総額	11,335千円
うち事業取引以外の取引高	11,335千円

(2) 減損損失に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要  
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所及び農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

減損損失を計上した資産または資産グループ

場 所	用 途	種 類
土佐山支所	営業用店舗	土地建物

② 減損損失の認識に至った経緯

土佐山支所については、当該金融特化店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額までに減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

- ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と固定資産の種類毎の減損損失の内訳  
土佐山支所 8,647千円（建物 8,408千円、土地 239千円）

④ 回収可能価額の算定方法

土佐山支所固定資産の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は平成28年度固定資産税評価額に基づき算定されております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の法人や団体などへ貸付け、残った余裕金を高知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として高知県信用農業協同組合連合会への預け金及び当組合管内の組合員等に対する貸出金、事業債権である経済未収金並びに有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。借入金は、農家組合員に対する制度融資の原資として高知県から借り入れたものです。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合では、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課・審査課を設置し各支所との連携を図りながら、検証及び与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに担保評価基準など厳格な審査基準を設け与信判定を行っています。貸出取引における資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行うとともに不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともにALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,337千円減少し、また金利が0.1%下降したものと想定した場合には、経済価値が35,598千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
預金	106,131,732	106,091,442	△40,290
有価証券	7,090,410	7,090,410	—
貸出金	53,348,050	—	—
貸倒引当金(注)1	△509,244	—	—
貸出金(引当金控除後)	52,838,805	54,698,350	1,859,544
外部出資(注)2	4,663	4,663	—
資 産 計	166,065,611	167,884,865	1,819,253
貯金	162,691,863	163,047,028	355,164
負 債 計	162,691,863	163,047,028	355,164

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 外部出資は、系統外出資のうち市場価格のある上場株式です。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、①の金融商品の時価情報には含まれていません。(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資(注) 1	4,508,510
外部出資等損失引当金(注) 2	△2,951
外部出資(引当金控除後)	4,505,559

- (注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としていません。  
2. 外部出資に対する損失引当金を控除しています。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	106,131,732	—	—	—	—	—
有価証券	500,000	—	500,000	800,000	100,000	4,700,000
貸出金(注) 1, 2, 3	4,576,194	3,984,235	3,651,552	3,457,247	3,439,525	33,754,747
合 計	111,207,926	3,984,235	4,151,552	4,257,247	3,539,525	38,454,747

- (注) 1. 貸出金のうち、当座貸越 573,020千円については「1年以内」に含めています。また期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。  
2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 134,366千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。  
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件21,490千円は償還日が特定できないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	95,536,712	22,483,549	28,047,127	7,690,969	8,254,258	679,245

- (注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		取得原価または 償 却 原 価	貸 借 対 照 表 計 上 額	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	国 債	3,982,954	4,301,730	318,775
	地 方 債	1,301,024	1,396,910	95,885
	社 債	1,299,824	1,391,770	91,945
	外 部 出 資	1,906	4,663	2,756
合 計		6,585,710	7,095,073	509,362

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 140,889千円を差し引いた額 368,473千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
地 方 債	521,994	22,185	—

(3) 当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

## 7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,561,231 千円
勤務費用	129,352 千円
利息費用	512 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 43,660 千円
退職給付の支払額	△ 231,301 千円
期末における退職給付債務	2,416,134 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,604,602 千円
期待運用収益	17,014 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 338 千円
特定退職金共済制度への拠出金	79,899 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	21,624 千円
退職給付の支払額	△ 169,722 千円
期末における年金資産	1,553,080 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,416,134 千円
特定退職金共済制度	△ 1,120,700 千円
確定給付企業年金制度	△ 432,380 千円
未積立退職給付債務	863,053 千円
未認識数理計算上の差異	△ 250,887 千円
貸借対照表計上額純額	612,166 千円
退職給付引当金	612,166 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	129,352 千円
利息費用	512 千円
期待運用収益	△ 17,014 千円
数理計算上の差異の費用処理額	52,735 千円
合計	165,585 千円

(6) 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
特定退職金共済制度	債券 75 %
	年金保険投資 20 %
	現金及び預金 4 %
	その他 1 %
確定給付企業年金制度	一般勘定 100 %

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載  
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
割引率	0.12 %
長期期待運用収益率	
特定退職金給付制度	0.94 %
確定給付企業年金制度	1.38 %

(9) 特例業務負担金の将来見込額  
人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した、業務負担金 23,593千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成29年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 349,202千円となっています。

## 8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	89,585 千円
賞与引当金	32,899 千円
退職給付引当金	169,325 千円
減損損失	31,562 千円
部会貯金残高	10,990 千円
その他	30,298 千円
繰延税金資産小計	364,662 千円
評価性引当額	△ 152,764 千円
繰延税金資産合計 (A)	211,897 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 140,889 千円
資産除去債務	△ 206 千円
繰延税金負債合計 (B)	△ 141,096 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	70,801 千円



(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.48 %
受取配当金等の永久に益金に算入されない項目	△ 4.62 %
評価性引当額の増減	△ 12.84 %
住民税均等割額	1.44 %
法人税等追徴税額	5.76 %
その他	△ 0.13 %
<hr/> 税効果会計適用後の法人税等の負担率	<hr/> 20.75 %

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。)を当期から適用しています。

## 9. その他の注記

(1) リース取引(貸手側)

① リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前のリース取引のうち、リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は下記の通りです。

i) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

	構築物	
取得価格	136,722	千円
減価償却累計額	125,753	千円
期末残高	<hr/> 10,968	<hr/> 千円

ii) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	612	千円
1年超	562	千円
合計	<hr/> 1,174	<hr/> 千円

iii) 受取リース料、減価償却費、受取利息相当額

受取リース料	869	千円
減価償却費	608	千円
受取利息相当額	260	千円

iv) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額の差額を利息相当額とし、利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっています。